

# 生涯学習情報センター移転及び 市民活動センター新設に関する Q&A



令和4年1月改訂版  
生涯学習文化課

## 目 次

序章（背景など）	・・・1ページ
生涯学習情報センター移転（移転先 南河内公民館） に関する質問	・・・2ページ
今後利用手続きのフローチャート	・・・4ページ
市民活動センター新設（設置先 旧生涯学習情報セン ター跡）に関する質問	・・・8ページ
注 釈	・・・10ページ

# 序 章

## 1. 背景

本市では、少子高齢化社会に向けて行財政の効率化を図り持続可能な行政経営を目指すため、「公共施設マネジメント推進委員会」を立ち上げ、公共施設の整理、統廃合を含めた有効活用についての方針を定めた公共施設等総合管理計画を平成29年3月に策定しました。

これを受けて、平成30年度から令和元年度にかけて、すべての担当課において、マネジメントの観点から公共施設の在り方について検討を進めてまいりました。

生涯学習文化課においては、特に南河内地区に同じような機能を持つ社会教育施設が3館あることから、この見直しに着手することになり、そのあり方について検討を進めてきたところです。

さらに、人口減少時代を迎える中で持続可能な地域づくりを進めていくためには、市民の皆さんと力を合わせてまちづくりを進めていくことが大変重要になります。このため、市では自治基本条例（※1）を制定し、市民が主役のまちづくりを進めております。この取り組みの中で、市民活動の拠点となる環境（場所・ひと・仕組み）の整備が求められているところです。

## 2. 公共施設の再編

このような背景の中、それぞれの担当課が連携して進めてきた関係施設のあり方に関する検討結果について、公共施設マネジメント推進委員会において決定され、議会全員協議会に報告しましたので、その内容について市民のみなさまにお知らせいたします。

概要を申し上げますと、石橋公民館と南河内公民館にある市民課窓口を令和3年3月末をもって廃止し、南河内公民館の窓口跡地へ生涯学習情報センターを移転します。さらに、生涯学習情報センター1階にある障害者就労支援施設「なのはな」が旧国分寺西小へ移転するため、建屋のみとなったセンターを、「市民活動センター」と名称を変更し、新たな機能を設ける（新設する）、という方針になります。



移転の全体的イメージ図

## 3. 分かりやすくお伝えするために

このQ&Aは、その内容の詳細について、できるだけ分かりやすくお伝えするための資料です。また、開設に向けてみなさまのご意見をお伺いしながらよりよい施設になるように研究を進めてまいります。そのため、逐次、内容を追加するなど版を重ねていく予定でもあります。今後ともご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたします。



# 市民活動センターへようこそ ご質問にお答えします。



## 生涯学習情報センター移転（移転先 南河内公民館）に関する質問

### Q1 生涯学習情報センターは、いつ移転するのですか？

令和3年4月末をもって現生涯学習情報センターは業務を縮小し、同年5月1日に南河内公民館へ移転しました。

### Q2 生涯学習情報センターが南河内公民館へ移転するメリットは何ですか？

南河内公民館は比較的部屋数があり、駐車場も広いことから、移転後の登録団体の皆さんの利用を最優先に考え決断しました。また、社会教育施設の集約化という公共施設マネジメントの観点からみると、南河内地区（南河内公民館・南河内東公民館・生涯学習情報センター）の中心的位置に集約するのが望ましいと考えたところです。

さらに、市民課窓口が集約されることで、空きスペースの有効活用と移転作業がスムーズです。

今後は、公民館機能と生涯学習情報センター機能がより連携していくことが期待できます。

### Q3 他の施設（国分寺公民館等）には移転できないのですか？

南河内公民館の方がより窓口カウンターや事務スペースを広く使えます。

公共施設マネジメントの観点から、南河内地区（南河内公民館、南河内東公民館、生涯学習情報センター）の社会教育施設を集約する目的があります。

利用に際しては、同じ南河内地区にあり、現在と比較しても利便性が極端に悪くなることはないと考えております。

### Q4 「生涯学習情報センター」の名称はどうなりますか？

生涯学習情報センターの場所は変わりますが、名称は変わりません。

機能移転ですので、南河内公民館内に生涯学習情報センター事務局が移転します。

### Q5 「生涯学習情報センター」と「市民活動センター」は似ていますが、どう違うのですか？

生涯学習情報センターの職務は次のとおりです。

- 生涯学習ボランティアバンク管理運営
- 学校支援ボランティアバンク管理運営
- まちづくりリクエスト講座窓口
- 市民、ボランティア団体の育成、活動支援及びコーディネート
- 公民館連携による生涯学習の推進

市民活動センターの職務は次のとおりです。

- 市民活動に関する情報収集、発信及び相談への対応
- 市民活動団体及び関係機関との交流及び連携
- 活動を行うための場所や印刷機器等の利用提供

## Q6 「ボランティア活動」と「市民活動」の違いはなんですか？

ボランティア活動とは・・・

- ・個人や団体が、他の人々や社会のために自発的・自主的に行う公益的な活動
- ・主に「個人の想い」の表現で無償性を伴うもの
- ・ボランティア活動は、広い意味での市民活動の一部と考えることができます。

市民活動とは・・・

- ・地域における社会的な課題の解決に向けて、組織的・継続的に取り組む活動
- ・社会的な役割を担う活動
- ・法人化して収益事業を実施することもある

## Q7 生涯学習情報センター利用登録団体は、南河内公民館に活動拠点を移さなければなりませんか？

旧情報センターは改修工事の期間は利用できなくなりますので、活動に際しては一時的に南河内公民館をはじめ他の公民館、コミュニティセンター等を利用させていただくこととなります。南河内公民館内に生涯学習情報センターの事務室を移転するため、南河内公民館で活動することにより事務局との連携が取りやすいと思われませんが、必ずしも南河内公民館を拠点とする必要はありません。

新設される市民活動センターの会議室等の利用を希望する場合は、市民活動センターの登録要件に合致する団体であれば利用できます。施設の予約については、利用日の属する月の2か月前の初日から予約可能となりますので、5月分の予約については3月から予約できます。

今後の活動拠点については、団体内でご協議いただきますようお願いいたします。

## Q8 移転により、生涯学習情報センター利用登録団体は、何か手続きが必要になりますか？

市民活動センターのオープンまでは、生涯学習情報センター利用登録団体は4つの市立公民館を利用できます。この間の市立公民館の利用登録や予約等については、生涯学習情報センターが代行します。

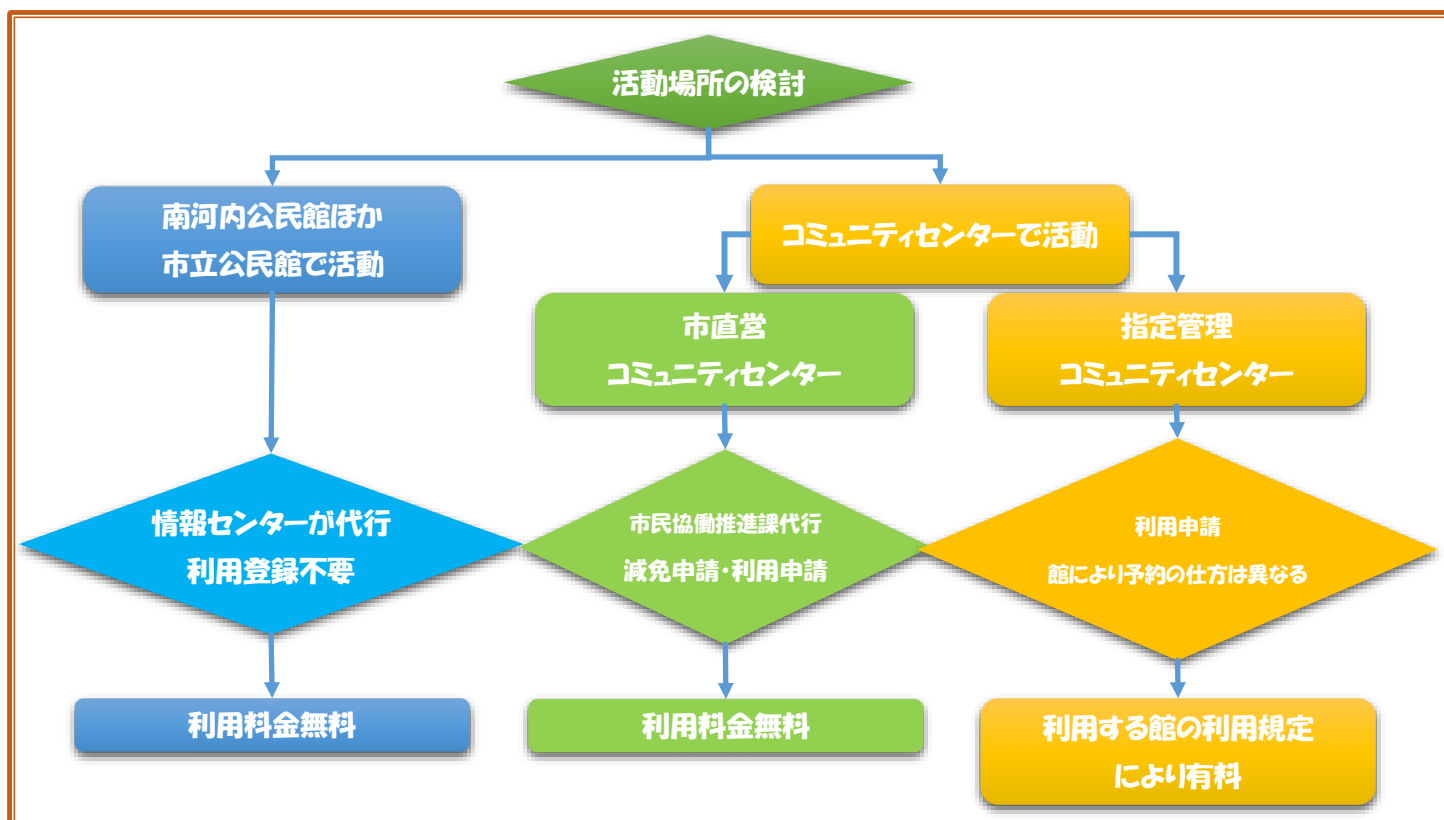
令和4年5月の市民活動センターのオープン以降、生涯学習情報センター利用登録団体ではなくなります。市民活動団体は、市民活動センターや公民館、コミュニティセンター等、利用する施設それぞれで利用登録や予約が必要となりますので、各施設の登録基準をご確認いただき、お手続きをお願いします（※既に各施設で利用登録済の団体を除く）。複数の施設で登録することも可能です。また、利用料減免の対象となっている場合を除き、公民館やコミュニティセンターの利用には施設利用料が発生します。

**Q9** 生涯学習センターに登録して利用している団体は、今後、どの施設で活動したらどのような手続きが必要になるのか？分かりやすく教えてください。

新たに市民活動センターができるまでの間、以下のようなフローが考えられます。

【市民活動センターオープンまで（R3年5月～R4年4月末ごろ）】

現在の生涯学習情報センターは改修工事のため使用不可になります。



【市立公民館】

- ・南河内公民館
- ・南河内東公民館
- ・石橋公民館
- ・国分寺公民館

【市直営コミュニティセンター】

- ・烏ヶ森コミュニティセンター
- ・医大前コミュニティセンター
- ・国分寺中央コミュニティセンター
- ・東方台地コミュニティセンター
- ・コミュニティセンター東方館

【指定管理コミュニティセンター】

- ・グリーントウンコミュニティセンター
- ・仁良川コミュニティセンター
- ・薬師寺コミュニティセンター
- ・コミュニティセンター友愛館
- ・姿西部考古台地コミュニティセンター
- ・上町コミュニティセンター
- ・栄町コミュニティセンター
- ・石橋駅前コミュニティセンター
- ・石橋中央コミュニティセンター
- ・石北コミュニティセンター1号館
- ・石北コミュニティセンター2号館

【市民活動センターオープン以降（R4年5月ごろ～）】



**Q10** 市民活動センターがオープンするR4年4月末頃までの間、  
施設の予約はどのような手続きが必要ですか？

それぞれの施設の予約につきましては、以下の手続きをお願いします。

1 4つの市立公民館を利用する場合（利用する2か月前から予約可能）

(1) 受付場所・時間

- ① R3年4月末まで 現情報センター 8:30~17:15まで（日・水曜日、祝日を除く）
- ② R3年5月~R4年4月末頃 南河内公民館 8:30~17:15まで（日・月曜日、祝日を除く）

(2) 手続きの方法

以下の手順で予約を行います。

- ① 利用登録団体の方は、窓口に来館ください。（電話での予約はできません）
  - ② センター職員に、施設の利用日と施設名を伝えてください。施設の空き状況を確認します。
  - ③ 「公民館利用申請書」に記入ください。
  - ④ センター職員が予約の手続きを行います。
  - ⑤ 予約が完了しましたら「施設予約受付票」をお渡しします。
- 以上で終了です。

2 コミュニティセンターを利用する場合（利用する2か月前から予約可能）

(1) 市直営の施設の場合

- ① 受付場所：下野市役所2階の市民協働推進課窓口
- ② 受付時間：月曜日~金曜日（祝日を除く）8:30~17:15まで
- ③ 減免申請：下野市役所2階の市民協働推進課窓口

(2) 指定管理の施設の場合

- ① 受付場所：それぞれ施設の窓口
- ② 受付時間：施設窓口にお問い合わせください。

**Q11** 生涯学習ボランティアバンク、  
学校支援ボランティアバンクの  
担当は変わりますか？

今までどおり、  
生涯学習情報センターです。

**Q12** まちづくりリクエスト講座の担当  
は変わりますか？

今までどおり、  
生涯学習情報センターです。

**Q13** ボランティア養成講座は  
どうなりますか？

引き続き生涯学習情報センターで  
企画運営します。

**Q14** 今までどおり、自主企画講座は  
移転先の南河内公民館で開催  
できますか？

南河内公民館の利用状況に基づいたうえで、  
自主企画講座は開催可能です。

### Q15 Youがおネットの担当は変わりますか？

市民活動センターの事業に引き継がれます。

Youがおネットのリニューアルを現在進めているところです。利用方法等については後日改めてご連絡いたします。

生涯学習情報センターの情報は、市ホームページを利用して発信します。

### Q16 南河内公民館で印刷機は使用できますか？

使用できます。

原紙代 1枚 50円（原稿の枚数）

印刷代 1面 1円

紙代 1枚 1円（紙を持ち込む場合はかからない）

### Q17 生涯学習情報センターは水曜日が定休でしたが、今後はどうなりますか？

南河内公民館の開館と合わせるようになります。

毎週月曜日が定休、第3日曜日と祝日が休館となります。

開館時間は午前9時～午後9時までです。（変更ありません）

### Q18 「生涯学習情報センターまつり」は、今後も開催する予定ですか？

R4年度からのまつりについては、南河内公民館での「南河内公民館まつり」、市民活動センターでの「市民活動センターまつり」の開催を検討しております。

### Q19 これまで生涯学習情報センター利用団体はレターケースやロッカーを利用できましたが、南河内公民館に移っても利用できますか？

生涯学習情報センターで使用していたレターケースとロッカーを、一時的に南河内公民館に移設しています。市民活動センターオープン以降は、南河内公民館でレターケースとロッカーをご利用いただくことはできません。

市民活動センターには、利用登録者用のレターケースとロッカーが設置されますので、そちらをご利用ください。

### Q20 現在、生涯学習情報センターで使用できる貸出用パソコンは、今後どうなるのですか。南河内公民館でノートパソコンは、貸出ししていますか？

南河内公民館はパソコンの貸出を行いませんが、生涯学習情報センターとして移転後も引き続き15台の貸出し用ノートパソコンを保有します。

### Q21 ボランティア団体主催講座の広報紙への掲載は今後してもらえるのか。会場は、今のように長い期間での予約ができるのですか？

ボランティア団体の自主講座や共催講座の広報周知や開催支援などは引き続き行います。講座開催に当たり公民館の利用に関しても、できるだけ便宜を図ってまいります。



Q22

移転先の南河内公民館では情報センターが所有する専用の部屋はあるのでしょうか？

南河内公民館の101会議室と工芸室を優先的に利用させていただきます。優先部屋以外でも空いている部屋があれば予約できます。

Q23

南河内公民館にはWi-Fi等のネット環境はありますか？

ロビー以外ではWi-Fi等のネット環境はありません。

新しい市民活動センターでは、全館無料Wi-Fiが整備されます。

Q24

生涯学習情報センターの電話番号は変わりますか？

変わります。新しい電話番号は、0285-32-6122（R3年5月1日から使用開始）となります。

## Q1 なぜ市民活動センターが必要なのですか？

自治基本条例の基本理念である「市民協働によるまちづくり」の実現を図るためには、その受け皿となる組織の育成とそれを担う人づくりが重要です。  
その環境づくりを図るための地域における活動拠点としてセンターが必要なのです。

## Q2 市民活動センターではどのようなことを行うのですか？

以下3点を事業内容の中心に据え、令和2年度に基本計画を検討しました。

- (1) 市民活動に関する情報収集、発信及び相談への対応
- (2) 市民活動団体及び関係機関との交流及び連携
- (3) 活動を行うための場所や印刷機器等の利用提供

## Q3 市民活動センターの開館までの予定は？

生涯学習情報センターの移転後、建屋の改修工事を行い、令和4年5月にオープンとなります。

## Q4 新しい市民活動センターはどのように変わりますか？

建屋の2階部分に加え、1階を有効活用できるようになります。

## Q5 エレベーターは設置されますか？

エレベーターは設置されません。公共施設マネジメントの観点から、今あるものを有効に活用する、という原則のもと、できるだけ大きな経費のかかる改修はしない方向性で検討しました。また、市民活動センターの機能をなるべく1階に集約し、フロアの移動をせずに活動できるようにになっています。

## Q6 これまで生涯学習情報センター利用団体はレターケースやロッカーを利用できたが、今後整備される市民活動センターの登録団体はレターケースやロッカーが利用可能ですか？

市民活動センターの登録団体が利用するレターケースやロッカーが設置されます。

## Q7 印刷機は設置されますか？

有料で利用できる印刷機、コピー機、ポスタープリンターを設置します。

## Q8 団体の備品を置く倉庫などは設置されますか？

団体が利用できる倉庫はありませんが、レターケースや有料のロッカーが利用いただけます。

### Q9 施設使用料はかかりますか？

登録団体は無料です。

### Q10 市民活動センターのネット環境はどうなっていますか？

全館利用可能な無料 Wi-Fi を整備します。

### Q11 市民活動センターを利用できる団体はどのような登録要件になりそうですか？

センターの登録要件・利用基準は、「下野市市民活動センター利用の手引き」を参照ください。

### Q12 センターの施設予約はインターネットからも可能になりますか？

市の公共施設予約システムを利用したインターネット予約・空き状況の確認が可能になります。窓口と同様、利用予約は2か月前からとなり、初月は令和4年3月から予約開始となります。

### Q13 個人の利用は可能ですか？

個人の利用登録も可能です。

なお、幅広く協働による事業の実現を目指すために、1階部分に共用スペースを設けており、利用登録をしていない方にもご利用いただけます。

### Q14 共用スペースは予約しなくても利用は可能ですか？

共用のスペースは予約せずに利用できます。譲り合ってください。

### Q15 市民活動センターの開館時間や休館日は決まっていますか？

#### 【開館時間】

午前9時から午後9時まで

※毎週日曜日・祝日のみ午前9時から午後5時まで

#### 【休館日】

毎週水曜日・年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

※その他、施設保守点検等のため臨時休館する場合があります

### Q16 施設内での飲食は可能ですか？

絨毯敷きのエリアでの飲食はご遠慮ください。その他の場所でのアルコール類を除く飲食は自由ですが、他の利用者の迷惑とならないようご配慮ください。

### Q17 民間企業ですが、社員研修で会議室を借りることはできますか？

民間企業が市民活動以外の目的で市民活動センターを利用することはできません。

## Q18 市民活動センターの運営はどこが担いますか？

立ち上げは行政が直営で行いますが、将来は指定管理者制度（※2）により民間団体に管理を委託することも視野に入れていきます。

### 【注釈】

#### ※1 下野市自治基本条例とは？

私たち市民にとって、よりよいまちづくりを進めるための基本的な考え方、ルールを定めた自治基本条例（平成26年4月制定）は、特別な規制を設けるものではなく、日々さまざまな活動を行っていく中で、よりよい下野市のまちづくりに役立てていこうとするものです。

#### ※2 指定管理者制度とは？

指定管理者制度は、平成15年6月の地方自治法の改正により、従前の管理委託制度に代えて導入されたもので、公の施設の管理を地方公共団体が指定する団体（指定管理者）に代行させる制度です。

これまでの管理委託制度では、受託団体の公共性や市長の監督権限等を重視し、公の施設の管理を委託できるのは、地方公共団体の出資法人、公共団体又は、公共の団体に限られていました。

指定管理者制度では、多様化する市民のニーズにより効果的、効率的に対応するため、民間の能力を幅広く活用して、市民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的としていることから、民間事業者やNPOなど、一定の団体であれば管理者として指定できることとなりました。

### 施設のご案内

■生涯学習文化課(市役所3階)  
〒329-0492 下野市世原26  
TEL 0285-32-8919 FAX 0285-32-8610  
E-mail syougaigakusyuuubunka@city.shimotsuke.lg.jp

■南河内公民館  
〒329-0493 下野市田中681-1  
TEL 0285-48-2393 FAX 0285-48-5447  
E-mail minamikawachi-kouminkan@city.shimotsuke.lg.jp

■南河内東公民館  
〒323-0105 下野市本吉田783  
TEL 0285-48-5511 FAX 0285-48-5514  
E-mail higashi-kouminkan@city.shimotsuke.lg.jp

■南河内図書館  
〒329-0493 下野市田中681-1  
TEL 0285-48-2395 FAX 0285-48-5446  
E-mail minamikawachi-tosyokan@city.shimotsuke.lg.jp